

総社市旧介護予防訪問サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める規則

(趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第140条の63の6第1号イに基づき、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号イに定める第1号訪問事業のうち、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）附則第2条第3号及び第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）に規定する旧介護予防訪問介護に相当するサービス（以下「旧訪問サービス」という。）の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(第1号訪問事業の一般原則)

第2条 第1号訪問事業者（法第115条の45の3に規定する指定事業者をいう。以下同じ。）は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 第1号訪問事業者は、第1号訪問事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の第1号訪問事業者その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

(基本方針)

第3条 旧訪問サービスの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(訪問介護員等の員数)

第4条 旧訪問サービスの事業を行う者（以下「旧訪問サービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「旧訪問サービス事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（旧訪問サービスの提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下同じ。）の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。

2 旧訪問サービス事業者は、旧訪問サービス事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該旧訪問サービス事業者が指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、旧訪問サービスの事業と指定訪問介護（指定居宅サービス等基準第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における旧訪問サービス及び指定訪問介護の利用者をいう。以下この条において同じ。）の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第2項のサービス提供責任者は、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者であって、専ら旧訪問サービスに従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する旧訪問サービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（総社市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年総社市条例第15号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第5条に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係るサービスを提供する事業所をいう。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第46条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護に係るサービスを提供する事業所をいう。）に従事することができる。

5 第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している旧訪問サービス事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該旧訪問サービス事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。

6 旧訪問サービス事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、旧訪問サービスの事業と

指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第5条第1項から第5項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第5条 旧訪問サービス事業者は、旧訪問サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、旧訪問サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該旧訪問サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(設備及び備品等)

第6条 旧訪問サービス事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、旧訪問サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 旧訪問サービス事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、旧訪問サービスの事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第7条第1項に規定する設備の基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 旧訪問サービス事業者は、旧訪問サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第25条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を書面により得なければならない。

2 旧訪問サービス事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該旧訪問サービス事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

ア 旧訪問サービス事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 旧訪問サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、旧訪問サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に規定する方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の電子情報処理組織とは、旧訪問サービス事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 旧訪問サービス事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち旧訪問サービス事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た旧訪問サービス事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった場合は、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項を電磁的方法によって提供してはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第8条 旧訪問サービス事業者は、正当な理由なく旧訪問サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 旧訪問サービス事業者は、当該旧訪問サービス事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な旧訪問サービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の旧訪問サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第10条 旧訪問サービス事業者は、旧訪問サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証又は負担割合証によって、被保険者資格、要支援認定又は施行規則第140条の62の4第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準の該当の有無（以下「要支援認定等」という。）、要支援認定の有効期間及び負担割合を確認するものとする。

2 旧訪問サービス事業者は、前項の被保険者証に、法第115条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、旧訪問サービスを提供するように努めなければならない。

(要支援認定等の申請に係る援助)

第11条 旧訪問サービス事業者は、旧訪問サービスの提供の開始に際し、要支援認定等を受けていない利用申込者については、要支援認定等の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 旧訪問サービス事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前までに行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第12条 旧訪問サービス事業者は、旧訪問サービスの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（総社市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年総社市条例第8号。以下「指定介護予防支援等基準条例」という。）第32条第1項第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

第13条 旧訪問サービス事業者は、旧訪問サービスを提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 旧訪問サービス事業者は、旧訪問サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(介護予防・生活支援サービス事業費の支給を受けるための援助)

第14条 旧訪問サービス事業者は、旧訪問サービスの提供の開始に際し、利用申込者が施行規則第83条の9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス・支援計画書（ケアマネジメント結果等記録表）（以下「介護予防サービス計画」という。）の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、介護予防・生活支援サービス事業費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防・生活支援サービス事業費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供)

第15条 旧訪問サービス事業者は、介護予防サービス計画（施行規則第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該計画に沿った旧訪問サービスを提供しなければならない。

(介護予防サービス計画の変更の援助)

第16条 旧訪問サービス事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行等)

- 第17条 旧訪問サービス事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。
(サービスの提供の記録)
- 第18条 旧訪問サービス事業者は、旧訪問サービスを提供した際には、当該旧訪問サービスの提供日及び内容、当該旧訪問サービスについて法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。
- 2 旧訪問サービス事業者は、旧訪問サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。
(利用料等の受領)
- 第19条 旧訪問サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当する旧訪問サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該旧訪問サービスに係る介護予防・生活支援サービス事業費用基準額から当該旧訪問サービス事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 旧訪問サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない旧訪問サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、旧訪問サービスに係る介護予防・生活支援サービス事業費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 旧訪問サービス事業者は、前2項の支払を受けるほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において旧訪問サービスを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。
- 4 旧訪問サービス事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。
(第1号事業支給費の請求のための証明書の交付)
- 第20条 旧訪問サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない旧訪問サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した旧訪問サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。
(同居家族に対するサービス提供の禁止)
- 第21条 旧訪問サービス事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する旧訪問サービスの提供をさせてはならない。
(利用者に関する市への通知)
- 第22条 旧訪問サービス事業者は、旧訪問サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。
- (1) 正当な理由なしに旧訪問サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって第1号事業支給費を受け、又は受けようとしたとき。
(緊急時等の対応)
- 第23条 訪問介護員等は、現に旧訪問サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等必要な措置を講じなければならない。
(管理者及びサービス提供責任者の責務)
- 第24条 管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。
- 2 管理者は、従業者にこの規則の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。
- 3 サービス提供責任者(第4条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下同じ。)は、第40条第1項第2号、第4号、第5号及び第9号から第11号までに規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。
- (1) 旧訪問サービスの利用の申込みに係る調整をすること。
- (2) 利用者の状態の変化及びサービスに関する意向を定期的に把握すること。
- (3) サービス担当者会議への出席等介護予防支援事業者等との連携に関すること。
- (4) 訪問介護員等(サービス提供責任者を除く。以下この項において同じ。)に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。

- (5) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
- (6) 訪問介護員等の能力及び希望を踏まえた業務管理を実施すること。
- (7) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。
- (8) その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

(運営規程)

第25条 旧訪問サービス事業者は、旧訪問サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 旧訪問サービス内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) その他運営に関する重要事項

(介護等の総合的な提供)

第26条 旧訪問サービス事業者は、旧訪問サービスの事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事（以下この条において「介護等」という。）を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の支援に偏することがあってはならない。

(勤務体制の確保等)

第27条 旧訪問サービス事業者は、利用者に対し適切な旧訪問サービスを提供できるよう、旧訪問サービス事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 旧訪問サービス事業者は、旧訪問サービス事業所ごとに、当該旧訪問サービス事業所の訪問介護員等によって旧訪問サービスを提供しなければならない。
- 3 旧訪問サービス事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 4 前項の研修には、利用者の尊厳を守り、利用者及びその家族が共に健やかな生活を送ることができるよう、利用者の人権の擁護及び虐待の防止に関する事項をその内容に含めなければならない。

(衛生管理等)

第28条 旧訪問サービス事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

- 2 旧訪問サービス事業者は、旧訪問サービス事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示)

第29条 旧訪問サービス事業者は、旧訪問サービス事業所の見やすい場所に、第25条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第30条 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 旧訪問サービス事業者は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。
- 3 旧訪問サービス事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第31条 旧訪問サービス事業者は、旧訪問サービス事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)

第32条 旧訪問サービス事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第33条 旧訪問サービス事業者は、提供した旧訪問サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 旧訪問サービス事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 旧訪問サービス事業者は、提供した旧訪問サービスに関し、法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 旧訪問サービス事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

5 旧訪問サービス事業者は、提供した旧訪問サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 旧訪問サービス事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

（市への協力）

第34条 旧訪問サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した旧訪問サービスに関する利用者からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第35条 旧訪問サービス事業者は、利用者に対する旧訪問サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 旧訪問サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 旧訪問サービス事業者は、利用者に対する旧訪問サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（廃止・休止の届出及び便宜の提供）

第36条 旧訪問サービス事業者は、当該旧訪問サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

（1）廃止し、又は休止しようとする年月日

（2）廃止し、又は休止しようとする理由

（3）現に旧訪問サービスの提供を受けている者に対する措置

（4）休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

2 旧訪問サービス事業者は、前項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前1月以内に旧訪問サービスの提供を受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該旧訪問サービスに相当するサービスの提供を希望するものに対し、必要な旧訪問サービス等が継続的に提供されるよう、介護予防支援事業者、他の旧訪問サービス事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

（会計の区分）

第37条 旧訪問サービス事業者は、旧訪問サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、旧訪問サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

（記録の整備）

第38条 旧訪問サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 旧訪問サービス事業者は、利用者に対する旧訪問サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

（1）第40条第1項第2号に規定する個別サービス計画

（2）第18条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

- (3) 第22条に規定する市への通知に係る記録
- (4) 第33条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第35条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(旧訪問サービスの基本取扱方針)

第39条 旧訪問サービスは、利用者の介護予防（身体上又は精神上の障害があるために入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部若しくは一部について常時介護を要し、又は日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止をいう。以下同じ。）に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

- 2 旧訪問サービス事業者は、自らその提供する旧訪問サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 旧訪問サービス事業者は、旧訪問サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 旧訪問サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 旧訪問サービス事業者は、旧訪問サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(旧訪問サービスの具体的取扱方針)

第40条 訪問介護員等の行う旧訪問サービスの方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 旧訪問サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議の開催等適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。
- (2) サービス提供責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び当該利用者の希望を踏まえて、旧訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した旧介護予防訪問サービス計画（以下「個別サービス計画」という。）を作成すること。
- (3) 個別サービス計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成すること。
- (4) サービス提供責任者は、個別サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。
- (5) サービス提供責任者は、個別サービス計画を作成した際には、当該個別サービス計画を利用者に交付すること。
- (6) 旧訪問サービスの提供に当たっては、個別サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営む上で必要な支援を行うこと。
- (7) 旧訪問サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (8) 旧訪問サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。
- (9) サービス提供責任者は、個別サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該個別サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該個別サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該個別サービス計画の実施状況の把握（以下この項において「モニタリング」という。）を行うこと。
- (10) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者等に報告すること。
- (11) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて個別サービス計画の変更を行うこと。
- (12) 第1号から第10号までの規定は、前号に規定する個別サービス計画の変更について準用する。

- 2 旧訪問サービス事業者は、必要に応じ、利用者が成年後見制度を活用することができるように配慮

しなければならない。

（旧訪問サービスの提供に当たっての留意点）

第41条 旧訪問サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- （1）旧訪問サービス事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント（指定介護予防支援等基準条例第32条第1項第7号に規定するアセスメントをいう。）において把握された課題、旧訪問サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。
- （2）旧訪問サービス事業者は、自立支援の観点から、利用者が可能な限り自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族及び地域の住民による自主的な取組み等による支援並びに他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

（その他）

第42条 この規則に定めるもののほか、当該旧訪問サービスに係る必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。